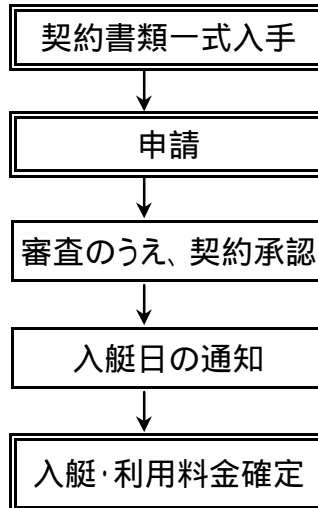


高岡市雨晴マリーナ 利用契約、申込のご案内

・入艇までの流れ



契約書、利用規約をよくお読みください。

利用者本人が申請手続きにお越しく下さい。

艇長測定後、利用料金確定

当日は利用料金、スペアキーをご持参ください。

スペアキーは、緊急の場合等に使用いたしますので、メインキー及び補助キー、イメージンシキーすべてお預かりします。

・申請資格

- 1 「ボートを所有している方」または「ボートの所有を予定している方」であること。
例外として、ボート等を所有していない場合でも申請者の資格を有する方として、「リース契約、所有権留保条項のある売買契約等の契約を締結した方で、ボート等を使用できる方」に限ります。
- 2 暴力団、暴力団員、その親交者、暴力行為の常習者またはその恐れのある方でないこと。

・申請時必要書類等

- 1 契約書(2部)
- 2 利用者登録簿
- 3 実印
- 4 印鑑証明
- 5 保険証書のコピー(賠償1,000万円以上のもの)
- 6 船舶検査証書、手帳
- 7 身分証明書(船舶免許、自動車免許等)
- 8 (預金口座振替依頼書) 口座振替の場合、振替手数料105円は、利用者負担となります。
- 9 (通帳)
- 10 (通帳印)

・利用料金確定方法

ボート等の全長は、実測寸法をいいます。登録長(船舶検査証書記載の「船舶の長さ」)ではなく実測したボート等の全長とし、付属品(バウパルピット、船外機、スターンドライブ、トランサムステ等)を装着している場合は、その付属品を含んだ長さを言いません。(1フィート=0.30m)